

29全森監・指発第38号  
平成29年8月1日

各都道府県森林組合連合会 御中

全国森林組合連合会  
(公印省略)

平成29年度森林組合監査士養成講習会の受講案内について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

本会の運営にあたりましては、特段のご理解ご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

本年度についても、平成29年度森林組合監査士試験（平成29年12月5日（火）～6日（水）予定）の受験希望者を対象に、森林組合監査士養成講習会を別添により実施しますので、ご案内いたします。

つきましては、貴会職員及び会員組合等に周知いただくとともに、貴会において会員組合の受講希望者をお取りまとめの上、8月25日（金）までに受講申込書を監査・指導課宛てにご提出いただきますようお願いいたします。

なお、本講習会は監査士試験受験希望者を対象にしておりますが、森林組合系統の職員にとって基本的に必要な内容を網羅しており、長期的な人材育成ならびに職員教育の見地から極めて有益と考えますので、連合会職員及び組合職員の積極的な受講についてお取り計らい方お願い申し上げます。

また、平成27年度及び平成28年度の森林組合監査士試験において不合格となった課目についても受講することができますので、該当者に対し別添案内を送付いただきますようよろしく申し上げます。

敬具

# 平成29年度森林組合監査士養成講習会のご案内

## 1 目的

平成29年度森林組合監査士試験を受験しようとする者を対象に学習の要点について講習する。

## 2 受講者

平成29年度森林組合監査士試験を受験しようとする者で、その受講申込が受理された者を対象とする。

## 3 開催日及び会場

開催日：平成29年9月4日(月)から9月9日(土)まで

会場：明治大学駿河台キャンパス

リバティタワー14階1146教室・7階1073教室 ※9/6(水)のみ1073教室  
〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1

## 4 講習科目、時間数及び講師

日程	講習科目	講師	講習時間
9月4日(月)	会計学	公認会計士 <small>にれい ひろゆき</small> 楡井 宏志	9:00～12:00 13:00～17:00
9月5日(火)	簿記	税理士 <small>はれやま やすお</small> 晴山 康夫	
9月6日(水)	法規	弁護士 <small>いとう しんや</small> 伊藤 慎也	
9月7日(木)	監査理論	青山学院大学准教授 <small>むれい えみこ</small> 牟禮 恵美子	
9月8日(金)	森林組合の 監査の実務	中小企業診断士 <small>あらかわ みさほ</small> 荒川 美作保	
9月9日(土)	協同組合論	明治大学名誉教授 <small>なかがわ ゆういちろう</small> 中川 雄一郎	9:00～12:30
	森林組合論	森林総合研究所主任研究員 <small>つづき のぶゆき</small> 都築 伸行	13:30～17:00

## 5 受講申込

各都道府県森林組合連合会（以下「県森連」という。）は、会員組合の受講希望者を取りまとめの上、別紙の受講申込書により 8月25日(金)まで

に全森連監査・指導課宛に申し込み願います。

※別紙の受講申込書は、本会HP（全森連からのお知らせ）に掲載。

## 6 宿泊及び昼食

受講時の宿泊及び昼食は、各自で手配願います。

## 7 受講料

(1) 受講1課目につき3,240円（消費税込み）。全課目（監査、会計学、簿記、法規、森林組合論）の場合は16,200円。

※「監査」および「森林組合論」の内訳課目の一方しか受講しない場合でも1課目分の受講料となる。

「監査」内訳課目：「監査理論」「森林組合の監査の実務」

「森林組合論」内訳課目：「森林組合論」「協同組合論」

(2) 受講料は指定図書代金と併せて県森連に請求する。

## 8 指定図書

(1) 指定図書については、別紙の受講申込書により申し込み願います。

(2) 現品の受け渡しは講習会当日。

講習課目	指定図書	発行	価格(税込)
森林組合論	平成28年度森林・林業白書※	全国林業改良普及協会	2,376円
森林組合の監査の実務	森林組合監査士監査の手引き	全国森林組合連合会	2,592円
法規	森林組合関係法令通知集(平成29年度改訂版)		3,456円
簿記	森林組合簿記(平成24年度版)		3,888円

※林野庁HPより無料でダウンロード可能 (<http://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/hakusyo/28hakusyo/index.html>)

## 9 助成措置

厚生労働省所管の(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構においては、人材開発支援助成金(旧キャリア形成促進助成金)制度があり、今般開催する標記講習会は、一定の条件の下、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等について助成を受けることができる。

助成要件の詳細は、各都道府県労働局またはハローワークに問い合わせ願います。

※助成対象とならないケースもあるため、事前に確認すること。

